

深田保育所改築基本構想策定業務に係る 公募型企画競争実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

深田保育所改築基本構想策定業務

(2) 業務の目的

深田保育所は、昭和 50 年の建設以来、50 年近くの間、市内の親子に親しまれて利用されているが、経年劣化が著しく、建替えの検討が必要になっている。

本業務は、現施設の課題を把握した上で、今後の施設整備における基本的な考え方や、新園舎の整備イメージ、施設整備にかかる概算工事費等に関する検討資料等を作成し、基本構想報告書として取りまとめるものである。

(3) 業務内容

主な業務内容は、以下のとおりである。詳細は、別添仕様書（案）による。

- ① 現況把握
- ② 施設整備の概要の検討
- ③ 概算工事費、効率的な維持管理手法の検討
- ④ 各種意見ヒアリング
- ⑤ 今後の進め方と整備における課題を含めた基本構想の策定

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2. 参加資格要件

参加事業者は、次の事項をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (2) 長岡京市契約規則（昭和 55 年規則第 2 号）第 3 条の規定により、一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。
- (3) 長岡京市契約規則（昭和 55 年規則第 2 号）第 5 条の規定する競争入札等有資格業者名簿に登録されている者。ただし、長岡京市競争入札等有資格業者名簿に登録されていない者であっても、様式第 5 号で示す参加資格要件確認資料を参加表明書に添付することにより、参加することができる。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人および精算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなさ

れている者又は、民生再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更生開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者は除く。

- (6) 国税、都道府県民税及び市町村民税を完納していること。
- (7) 過去15年以内に福祉施設（公共施設に限る）の整備にかかる計画策定又は設計業務の受注実績を有すること。

3. 失格要件

参加表明書を提出してから受託者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、失格又は審査の対象より除外する。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱（平成23年4月1日施行）別表第1又は別表第2に掲げる指名停止事項に該当すると認められるとき。
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
- (4) 一つの参加事業者が複数の提案を行ったとき。
- (5) 提案書等の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (6) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (7) 審査の公正性に影響を与える行為があったとき。
- (8) 著しく信義に反する行為があったとき。
- (9) その他業務の履行が困難と認められる状態に至ったとき。

4. 実施スケジュール

内 容	期 間
公募期間	令和6年4月5日（金）から 令和6年5月15日（水）午後4時00分まで
現地説明会	令和6年4月18日（木）
質問受付期間	令和6年4月24日（水）午後4時00分まで
質問の回答	令和6年5月 7日（火）
参加表明書の提出期限	令和6年5月15日（水）午後4時00分まで
提案書の提出期限	令和6年5月27日（月）午後4時00分まで
プレゼンテーション・ヒアリング	令和6年6月 3日（月）
特定及び非特定通知	令和6年6月 7日（金）
契約締結	特定通知後

5. 現地説明会

- (1) 実施日時：令和6年4月18日（木） 午後1時30分から
- (2) 実施場所：深田保育所（長岡京市野添2丁目3-3）
- (3) 参加人数：1事業者につき2名まで
- (4) 申込方法及び申込先
 - ア 方法

参加希望者は令和6年4月17日（水）午後4時までに、電話又は電子メールにて長岡京市健康福祉部福祉政策室へ申し込むこと。

イ 申込先

長岡京市役所健康福祉部福祉政策室

電話：075-955-3135

E-mail：fukushiseisaku@city.nagaokakyo.lg.jp

6. 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年4月24日（水）午後4時00分までに提出すること。

郵送による場合は上記期間内に必着のこと。

(2) 提出方法及び提出先

ア 方法

長岡京市競争入札心得（平成23年6月1日施行）様式第1号で下記まで持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

（持参以外による場合は、到着確認の電話連絡を行うこと。なお、ファクシミリによるものは受け付けない。）

イ 提出先

長岡京市役所健康福祉部福祉政策室

電話：075-955-3135

E-mail：fukushiseisaku@city.nagaokakyo.lg.jp

(3) 回答

質疑に対する回答は、令和6年5月7日（月）に市ホームページ等で行う。

7. 参加表明書の提出

(1) 提出書類（各1部）

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社等事業概要がわかる資料（様式任意）

ウ 業務受託実績書（様式2）

エ 業務実施体制（様式3）

オ 配置予定の管理技術者及び主任技術者の経歴及び業務実績（様式4）

カ 管理技術者及び主任技術者の保有資格を証する写し

キ 参加資格要件確認資料一式（様式5）

（キは令和6年度長岡京市競争入札等有資格業者名簿に登録の無い事業者のみ）

(2) 提出期限

令和6年5月15日（水）午後4時00分までに提出すること。

郵送の場合は、上記期間内に必着のこと。

(3) 提出方法及び提出先

ア 方法

持参又は郵送により提出すること。

(郵送による場合は、到着確認の電話連絡を行うこと。ファクシミリ又は電子メールによるものは受け付けない。)

イ 提出先

長岡京市役所健康福祉部福祉政策室

電話：075-955-3135

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類 (イ及びウは7部、その他各1部)

ア 企画提案書提出届 (様式第6号)

イ 企画提案書 (任意様式)

ウ イを補足する資料 (提出は任意)

エ 参考見積書 (様式第7号)

オ 参考見積内訳明細書 (任意様式)

(2) 提出期限

令和6年5月27日 (月) 午後4時00分までに提出すること。

郵送による場合は、上記期間内に必着のこと。

(3) 提出方法及び提出先

ア 方法

持参又は郵送により提出すること。

(郵送による場合は、到着確認の電話連絡を行うこと。ファクシミリ又は電子メールによるものは受け付けない。)

イ 提出先

長岡京市役所健康福祉部福祉政策室

電話：075-955-3135

9. 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書作成上の基本事項

企画提案は、深田保育所改築基本構想策定について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではない。

(2) 企画提案書の様式は任意とする。なお、文字サイズは11ポイント以上とする。

(3) 業務量の目安

参考業務規模は、8,000千円 (税込) 以内を想定している。

(4) 企画提案書の無効

提出書類について、この書面に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

10. プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 企画提案書の提出後、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

ア 実施場所 長岡京市役所新庁舎会議室301

イ 実施日 令和6年6月3日 (月)

ウ 開始時間 選定者に別途通知

- エ 時間配分 プレゼンテーションは1者につき20分以内とし、ヒアリングは20分以内とする。 ※時間配分は変更となる可能性あり
- オ 出席者 本業務の予定担当者等とし、1事業者あたりの出席人数は3名までとし、担当予定者は必ず出席すること。
- カ その他 プレゼンテーションで使用する機材はすべて説明者で準備すること。

- (2) 資料は企画提案書として提出されたものとする。ただし、パワーポイント等のプレゼンテーションにおいて使用するものについては、この限りではない。
- (3) 各者の説明終了後、審査委員会委員がヒアリングを行う。

11. 企画提案書を特定するための評価基準

企画提案書の評価項目及び配点等は、次のとおりである。

深田保育所改築基本構想策定業務に係る評価基準

評価項目	評価の着眼点	配点
企画提案書全般 (全30点)	業務内容・目的を的確に把握しているか	10
	現状の課題及び本市地域について、具体的かつ適切に理解しているか	10
	本市の現状や課題を踏まえた対応方針について、具体的かつ適切に示されているか	10
提案・アイデア (全45点)	本市地域の実情を踏まえた内容であるか	10
	本市の要請する内容を満たしているか	10
	提案・アイデアに具体性があるか	10
	提案・アイデアの実現の可能性はどうか	10
	提案・アイデアに創造性があるか	5
実施体制 (全25点)	業務を安定的に遂行する実施体制を有しているか	15
	スケジュールは妥当なものか	5
	本業務と同種あるいは類似する業務の受注実績は十分か	5
	参考見積額	—

12. 企画提案書の特定

- (1) 令和6年6月7日(金)頃に特定する。
- (2) 企画提案書を特定した者には特定通知書を送付する。特定しなかった者には非特定通知書を送付する。
- (3) 企画競争の参加者が1者となった場合は、基準点を設け、基準点に満たない場合は特定しない。

13. 非特定に関する事項

- (1) 提出した企画提案書が特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含めない。)以内に書面により、長岡京市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (2) 上記(1)に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (3) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - ア 受付場所 長岡京市健康福祉部福祉政策室
 - イ 受付時間 午前8時30分から午後5時00分まで(土曜・日曜・祝祭日を除く。)

14. 業務契約に関する事項

- (1) 見積徴取

企画提案書を特定した者と業務契約に係る詳細内容の協議を行う。ただし、特定した者が下記のいずれかに該当し、業務契約ができない場合は、次点者を相手方として再特定する。

 - ア 特定後に参加資格要件及び業務の実績に関する条件を満たさないことが明らかとなったとき。
 - イ 見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき。
 - ウ 本業務契約の締結を辞退したとき。
 - エ その他の理由により業務契約の締結が不可能となったとき。
- (2) 業務の仕様及び条件

本業務の仕様については、別添仕様書(案)及び企画提案書等に記載された内容を尊重し、長岡京市において定める。

15. その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 審査内容や審査経過については、公表しない。
- (5) 参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを

受けることはない。

- (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。